# 令和5年第2回川西町議会定例会会議録

令和5年6月16日 金曜日 午前10時05分開議 議 長 井 上 晃 一 副議長 伊 藤 進

# 出席議員(13名)

	1番	茂	木		晶	君	2番	鈴	木	孝	之	君
	3番	寒河江		寿	樹	君	4番	遠	藤	明	子	君
	5番	渡 部		秀	_	君	6番	寒河江			司	君
	7番	吉	村		徹	君	8番	鈴	木	幸	廣	君
	9番	神	村	建	<u></u>	君	10番	橋	本	欣	_	君
1	1番	髙	橋	輝	行	君	12番	伊	藤		進	君
1	3番	井	上	晃	_	君						

## 欠席議員(0名)

## 説明のため出席した者

町 長	原	田	俊	$\vec{-}$	君	副	Ħ	丁	長	鈴	木	清	隆	君
教 育 長	小	林	英	喜	君	総	務	課	長	奥	村	正	隆	君
安全安心課長	前	Щ	律	雄	君	財	政	課	長	坂	野	成	昭	君
まちづくり 課 長	安	部	博	之	君	政	策推	進調	長	鈴	木	優	徳	君
会計管理者· 税務会計課長	有	坂	強	志	君	住	民	課	長	近		祐	子	君
福祉介護課長	原	田	智	和	君	健課	康一	子育	て 長	小	林	俊	_	君
産業振興課長	内	谷	新	悟	君	,, ,	地林 農業 務		会	佐	藤	賢	_	君
地域整備課長	大河	可原	孝	如	君	教	育文	化調	果長	金	子	征	美	君
農業委員会会 長	新	野	勝	廣	君	財	政	主	幹	石	田	英	之	君

#### 事務局職員出席者

議会事務局長 大 友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

議事日程(第4号)

令和5年6月16日 金曜日 午前10時05分開議

日程第 1 議第47号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第1号)から議第50号 令 和5年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)までの付託議案の 審査報告について

(予算特別委員会委員長)

日程第 2 議第58号 財産の取得について

日程第 3 発議第9号 議員の派遣について

日程第 4 発議第10号 議員の派遣について

日程第 5 発議第11号 髙橋輝行議員の不適切な現金受領に関する問責決議

日程第 6 請願の審査報告

請願第1号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について

(産業厚生常任委員会委員長)

日程第 7 発議第12号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

\_\_\_\_\_\_

#### ◎開議の宣告

○議長ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回川西町議会定例会第11日目の会議 を開きます。

(午前10時05分)

\_\_\_\_\_\_

# ◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。 地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めております。

\_\_\_\_\_\_

# ◎議第47号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第1号)から議第50号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第47号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第1号)から議第50号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告についてこれ を議題といたします。

当該4議案については、本定例会第1日目の6月6日本会議において予算特別委員会に審査を付託いたしましたが、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。 予算特別委員会委員長吉村 徹君。

(予算特別委員会委員長 吉村 徹君 登壇)

○予算特別委員会委員長 川西町議会予算特別委員会の審査の結果の報告を申し上げます。 本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、 川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る6月6日議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第47号 令和 5年度川西町一般会計補正予算(第1号)、議第48号 令和5年度川西町下水道事業特別会 計補正予算(第1号)、議第49号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第50号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)以上4議案について常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された4議案はいずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第47号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第1号)、 議第48号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第49号 令和5年 度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第50号 令和5年度川西町水道事業 会計補正予算(第1号)、以上4議案につきまして全員一致をもって可決すべきものと決定 いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書 に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現についてしかるべくお取り計らい くださいますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的、効果的な審査にご協力をいただきました。

これをもって、予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和5年度川西町各会計補正予算4議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第47号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第1号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

#### (起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第48号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、本議案について、 予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第49号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、本議案について、 予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第50号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議第58号 財産の取得について

○議長 日程第2、議第58号 財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則でありますが、川西 町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、 本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたのでご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第58号 財産の取得について、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条 例第3条の規定により、提案するものであります。

内容につきまして、前山安全安心課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長 前山安全安心課長。
- ○安全安心課長 命によりまして、議第58号につきまして私よりご説明申し上げます。

議第58号 財産の取得について、令和5年5月30日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した資機材搬送車の取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

- 1、取得物件、資機材搬送車。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約の金額、金765万6,000円。
- 4、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字上小松3458番地の1、株式会社富樫モータース、代表取締役、富樫貞皓。

本日付、町長名であります。

1枚めくりまして、別紙資料に基づきまして詳細をご説明申し上げます。

物品購入仮契約書でございます。

契約月日につきましては、令和5年5月31日でございます。

発注者、川西町長でございます。

受注者、株式会社富樫モータースでございます。

本文中、2行目でございますが、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するものでございます。 内容としまして、物品名が資機材搬送車、数量につきましては4台、規格につきましては軽四輪駆動トラック。

以下、記載のとおりでございます。

契約金額が765万6,000円、納入期限が令和5年12月15日、納入場所、山形県東置賜郡川西町大字上小松地内でございます。

裏面になります。

資機材搬送車の仕様書でございます。

1、目的としまして、消防団員の減少による令和5年度から組織再編及び最近の災害の多 様化に対応するため、消防団の機動力の強化を目的として車両化を図るものでございます。

このたびの4台の内訳でございますが、第2分団大塚1台、第3分団犬川2台、第7分団 吉島1台ということで4台はこのような配備する予定でございます。

この配備計画に基づきまして、今後進めるわけでございますが、昨年度、令和4年度既に 2台の配備を進めておりまして、今年度4台進め、今後計画的に配備を進める予定でありま す。

2番の概要でございますが、資機材搬送車は、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基 準に基づき、緊急自動車として承認が得られるものとすることとなります。

3の規格・性能及び主な使用でございますが、(1)車両でございますが、アの軽四輪駆 動トラックをベースとしまして、以下アからオの内容となります。

(2) 取付品及び附属品並びに艤装でございます。

アの赤色回転灯から、サのリア4枚リーフスプリングの内容を艤装ということで予定して おります。

ページ変わりまして4番になります。

こちらにつきましては、車両の図面を載せてあります。

一番上につきましては、正面からの図面、中段が側面からの図面、下段が後方からの図面 ということになっております。

以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、 討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第9号 議員の派遣について

○議長 日程第3、発議第9号 議員の派遣について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、寒河江司君。

6番寒河江司君。

○6番 このたびの派遣につきまして、ご説明をいたします。

発議第9号 議員の派遣についてであります。

議案を別紙のとおり川西町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

それでは、本議会は、地方自治法第100条第13項及び川西町議会会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1、山形県町村議会議長会主催町村議会新議員の研修会。

目的、議員として基礎知識を習得し、議会活動の円滑化に資する。

派遣場所、山形市山形県自治会館。

期間、令和5年8月30日。

派遣議員、寒河江寿樹議員、鈴木孝之議員、茂木 晶議員の3名であります。

よろしくお願いいたします。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、 委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、 討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第10号 議員の派遣について

○議長 日程第4、発議第10号 議員の派遣について、これを議題といたします。 提出者の趣旨説明を求めます。 提出者、橋本欣一君。

10番橋本欽一君。

○10番 それでは、私のほうから説明させていただきます。

発議第10号 議員の派遣について、上記の議案を別紙のとおり川西町議会会議規則第14条 の規定により提出する。本日付でございます。

提出者、賛成者につきましては、記載のとおりでございます。

1枚開いていただきまして、朗読の上、御提案申し上げます。

議員の派遣について。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び川西町議会会議規則第128条の規定により、次の とおり議員を派遣する。

- 1、川西町議会意見交換会についてでございます。
- (1)目的、町民の多様な意見の把握、町民の町政参加を推進するため意見交換会を開催し、広聴広報活動の充実に努める。
  - (2)派遣場所、記載のとおり犬川、玉庭、東沢、吉島各交流センターでございます。 期間につきましては、令和5年8月18日、21日両日でございます。

派遣議員につきましては、議員全員でございます。

以上、御提案申し上げます。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、 委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

- ◎発議第11号 髙橋輝行議員の不適切な現金受領に関する問責決議
- ○議長 日程第5、発議第11号 髙橋輝行議員の不適切な現金受領に関する問責決議、これを

議題といたします。

髙橋輝行君は、地方自治法第117条の規定により、除斥のため退場を願います。

(髙橋輝行議員 退場)

○議長 提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、遠藤明子さん。

4番遠藤明子さん。

○4番 私より、ご提案申し上げます。

発議第11号 髙橋輝行議員の不適切な現金受領に関する問責決議。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

令和5年6月14日提出。

それから、賛成者は、記載のとおりでございます。

裏面をご覧ください。

提出理由でございます。

髙橋輝行議員が、町の空き家バンク制度に関与し、手付金名目で現金100万円を購入希望 者から受領した問題について、返金したから解決、終結させるべきではない。

川西町議会の信頼性を著しく失墜させ、町民に対し迷惑をかけたことに対し責任を問うため提出するものである。

次のページをご覧ください。

髙橋輝行議員の不適切な現金受領に関する問責決議(案)でございます。

令和5年4月30日付けの山形新聞に髙橋輝行議員が町の空き家バンク制度に関与し、町内 男性から手付金名目で現金100万円を受領していた記事が掲載された。髙橋議員は売主から 鍵の管理を任せられているとして交渉も行っていたが、本来であれば議員本人が現金を受け 取る立場にはない。

町の空き家バンク制度は、売買契約における交渉時の関与はしない事、交渉は売主と買主間で行うこととしている。髙橋議員は、売主から勘違いで仲介をしたと弁明し、現金は購入希望者に返金したとして、この問題は解決したと3月30日の全員協議会開会前に議場で発言した。しかし、その後も複数のメディアに取り上げられるなど、町民に対し不安と失望を与えた。

平成4年12月に決議された「川西町議会政治倫理に関する決議」の中に「議員は町民の信

頼に値するより高い倫理的義務に徹し政治不信を招く公私混同を断ち、清廉を持し、かりそめにも町民の非難を受けないよう政治腐敗の根絶と政治倫理の向上に努めなければならない」と明文化されている。

この度の失態は、議員としての自覚と心得えを欠き、町民に寄り添い、支えていくべき役割であるにも関わらず、髙橋議員の不適切な行為は看過できない。公職に就く者として政治倫理に準じ行動を質していかなければならない。

この問題は、返金したから解決、終結させるべきではない。川西町議会の信頼性を著しく 失墜させ、町民に対し迷惑を掛けることとなった。

よって、本議会としては、かかる事態を重くみて髙橋輝行議員に猛省を求め、議員としての自覚と責任ある行動を促すため、ここに問責決議をあげるものである。

- 一、町議会本会議において、当該空き家の管理及び手付金受領に関し説明をすること。
- 一、町民に対しても同様の説明責任を果たすこと。

以上、決議する。

令和5年6月16日。

川西町議会。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、 委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、 討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

髙橋輝行君の復席を求めます。

(髙橋輝行議員 復席)

◎請願第1号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について

○議長 日程第6、請願の審査報告を行います。

請願第1号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について。

本請願は、本定例会において産業厚生常任委員会に審査を付託いたしたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長遠藤明子さん。

4番遠藤明子さん。

(産業厚生常任委員会委員長 遠藤明子君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 それでは、私のほうから請願第1号についてご報告申し上げます。

請願第1号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について。

令和5年第2回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された標記 の請願について、別紙のとおり審査報告があったので審議されたい。

本日付、議長名でございます。

次のページをご覧ください。

請願審查報告書、令和5年。

- ○議長 遠藤明子さん。
- ○産業厚生常任委員会委員長 失礼いたしました。

請願第1号 請願審查報告。

令和5年第2回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました 請願第1号の審査が終了しましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

本請願については、去る6月12日に議場において委員6名の出席と産業振興課長ほか関係 職員の出席を経て慎重に審査検討いたしました。

本請願は、人口減少、高齢化が深刻化する中、持続可能な農業生産には、基盤となる農村の振興は欠かすことができず、農業振興と農村振興は両輪として一体的に進めるべきであり、基本法の見直しに当たっては、農業・農村施策の枠組み全体の見直しを求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員から将来にわたり安定的な食料を確保していくため、国に対して強力に 働きかけていくべきとの意見が出されました。

採決の結果、本委員会としましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定い

たしました。

以上、請願第1号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、 討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。

請願第1号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について、産業厚生常任委員 会委員長の報告は、採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎発議第12号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第7、発議第12号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。 お諮りいたします。

本案は、各常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれ検討され申出があったものであります。

これを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長ご異議なしと認めます。

よって、発議第12号 閉会中の所管事務調査については、許可することに決定いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎閉会の宣告

これをもって、令和5年第2回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午前10時39分)